

# 建築物空気環境測定業

物的基準	①浮遊粉じん測定器(粉じん計較正票の写しを添付のこと。) ②一酸化炭素検定器 ③二酸化炭素検定器 ④温度計(0.5度目盛り) ⑤乾湿球湿度計(0.5度目盛り) ⑥風速計(0.2メートル毎秒以上) ⑦測定器固定スタンド(空気環境測定作業に必要な器具)
------	--

人的基準	《空気環境測定実施者》	
	資格の種類	提出する書類
	・空気環境測定実施者講習会修了者	○空気環境測定実施者講習会修了証書の写し
	又は	
	・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	○建築物環境衛生管理技術者免状の写し(ただし、初回登録時のみ)

空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が定める基準に適合していること	<p>●清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準 (平成14年厚生労働省告示第117号)第2</p> <p>①空気環境の測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。</p> <p>②空気環境の測定の結果を5年間保存すること。</p> <p>③空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。</p> <p>④空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。</p> <p>※業務を他の者に委託する場合                  あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者<sup>(注)</sup>に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①及び③に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあつても、測定結果の保存は自ら実施すること。</p> <p>⑤建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
---	---

(注)建築物維持管理権原者:建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの